

[Tweet](#)

令和6年4月17日
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

[新着情報配信サービス](#)[金融庁ソーシャルメディア
アカウント](#)[関連リンク](#) [証券取引等監視委員会](#) [公認会計士・監査審査会](#)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

1. 改正の概要

本件は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第10条の3及び第10条の5の規定に相当する外国の法令の規定による通知の義務が定められていない国又は地域（以下「法域」）として、金融庁長官及び財務大臣が指定する法域（注）について、各法域における法令の施行状況を踏まえ改正するものです。

（注）対象法域については、[資料1](#)を御参照ください。
また、トラベルルールについては、[資料2](#)を御参照ください。

2. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（案）](#)」につきまして、令和6年1月26日（金曜）から同年2月25日（日曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、1先から1件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。また、具体的な改正の内容については、[別紙2](#)を御参照ください。

3. 公布・適用日

本件の告示は、本日付で公布されており、令和6年5月1日（水曜）から適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）
企画市場局 総務課 調査室（内線3514）

- （別紙1）  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- （別紙2）  [犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件](#)
- （資料1）  [トラベルルール対象法域について](#)
- （資料2）  [トラベルルールについて](#)

金融
庁に
ついて

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセス F S
A
(金融庁広報誌)

[利用規約・免責事項/著作権](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[アクセス](#)

[御意見・問い合わせ](#)

[各種情報検索サービス \(EDINET等\)](#)

[関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000